

議会運営委員会

平成21年3月19日午後1時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後 1時30分）

署名委員 西谷委員、浦野委員

委員長

皆さんこんにちは。午後からということで出にくいのに大変ご苦労さまでございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の会議録署名委員には、西谷委員、浦野委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、お配りしておりますレジメの記載どおりでございます。

まず初めに、1番目の協議事項からはいっていきたいと思います。

（1）平成21年第1回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取り扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後に、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。

各常任委員会に付託されました18議案のうち、厚生常任委員会に付託されておりました議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例については、賛否の討論がおこなわれ、賛成多数で可決をされております。この他の付託議案につきましては、すべて満場一致で可決となっております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。

ただ今申し上げました議案第3号、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例については、本会議においても討論となると思いますが、この他の議案につきましては、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっている議案などがござい

ましたら、議長次第に関わってまいりますので、予めお聞かせをいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 議案第10号と議案第14号反対します。

委員長 ただいま議案第10号、平成21年度斑鳩町一般会計予算についてと、議案第14号、平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、討論の予定があるということでお聞かせをいただきましたけれども、他に何かお聞きになっている点はございませんか。以上でよろしいでしょうか。

(意義なし)

委員長 そうしましたら議案第3号、議案第10号、議案第14号については、現在討論を予定されているということで、確認をさせていただきたいと思います。

なお、本会議における討論につきましては、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ1名とすることで確認をしておきたいと思いますが、それについてはご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、賛否の討論は各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここまでのところで、何か質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それと追加日程につきましては、この後の委員会条例の改正等、

また当委員会の視察にかかわっての追加議案も予定されておりますが、これらにつきまして、この後のそれぞれのところでお諮りをしたいと思います。

皆さんの方で議員発議など、追加日程に加える案件などについてお聞きになられているようでしたら、ここでお聞きをしたいと思いますが、何かございますか。特にございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、付議議案の取り扱いについては、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく願いしておきます。

続きまして、協議事項の(2)次期定例会等の日程についてを議題といたします。

まず、5月の臨時議会につきましては、正副議長、監査委員については議会申し合わせにより、常任委員会委員については任期満了により、これらの改選を行わなければなりませんので、5月に今年臨時議会を開催したいと考えておりますが、まず、この件につきまして、事務局で日程の調整をしてもらってますので、事務局の方から報告をお願いしたいと思います。 藤原事務局長。

議会事務
局長

5月臨時議会の日程でございます。これまでの臨時議会の開催状況などを見ますと、8日、9日、あるいは14日に開催をしたこともございましたが、ほとんどが10日、11日に開催をされております。本年は、5月11日が月曜日でございますので、これ以前ということになりますと連休にもかかってまいります。また12日は町長の予定が入っており、農業委員会も開催が予定をされております。また、この次の週には、5月18日が月曜日でございますけれども、この週から6月定例会の事前委員会も開催をされると、そういうことも予想されてまいりますので、そういったことから事務局といた

しましては、5月11日（月）に臨時議会を開催してはどうかというふうに考えておりますので、ご検討をお願い申し上げます。

委員長

ただ今、局長の方から5月11日、月曜日に開催してはどうかという事情説明について、提案合わせてございましたけれども、このことについて何か、質疑やご意見などがあればお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。特にございませんか。

（ な し ）

委員長

ありがとうございます。それでは5月臨時会につきましては、ただいま説明のありましたように5月11日（月）に予定をしておくということで確認をしておきたいと思っております。

続きまして、6月定例会についてでございますが、これにつきましても事務局の方から報告をしていただきたいと思います。

藤原事務局長。

議会事務
局長

6月定例会の日程案につきましては、これまで全国治水大会の日程を考慮し、会議日程を決めていただいていたところでございますけれども、現在までのところ全国治水大会の開催日が決定をされていないという状況でございます。これは例年のことでございますけれども、例年ですと、3月末か4月上旬に治水大会の開催日が決定をされ、4月の早い時期に議会運営委員会を開催していただき、6月定例会の日程をご審議いただいているといったところでございました。

本年につきましても、誠に申し訳ございませんけれども、治水大会の開催日が決定をされましてから、日程調整をしたいというふうに考えております。また、日程調整が済みましたら、誠にお手数をおかけいたしますが、議会運営委員会を開催いただきまして、ご審

議をいただきたいという風に思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

ただ今、局長のほうから全国治水大会の開催日がまだ決まっていないので6月定例会の日程が決められないということと、治水大会の開催日が決まれば、早い時期に議会運営委員会を開催してほしいということの報告をいただきましたけれども、これについて何かご質問やご意見がございましたら、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長

それでは6月定例会の日程につきましては、この後の先進地視察研修のところでお話しをさせていただきたいと思っておりますが、4月7日に予定をいたしておりますので、それまでに決まりましたら、日程の審議だけでございますので、さして時間はかからないというふうに考えておりますので、できましたら視察終了後、役場へいったん帰りました後に、皆さんとこういう形で会議をもたせていただき協議をさせていただけたらというふうに考えておるところでございますが、わざわざ議会運営委員会を開くよりもその方がいいかなというふうに考えておりますので、そういう形で考えて、委員会を開催させていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めさせていただきます。6月定例会につきましては、そのように取り計らいをさせていただきたいと思っております。

以上で協議事項の(2)までを終らせていただきます。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことにいたします。そしたらご苦労さまでございました。

そしたらその日程でよろしくをお願いします。

暫時休憩をいたします。

(午後 1 時 4 2 分 休憩)

(午後 1 時 4 2 分 再開)

委員長

それでは再開いたします。

次に、協議事項の(3)継続審査について、①今後の議会運営のあり方についてを議題といたします。

本日は、これまで検討してまいりました「斑鳩町議会委員会条例」及び「斑鳩町議会広報発行に関する要綱」また、先例と慣例につきまして、最終の確認をお願いしたいと思います。お手元には資料配っていただいていますね。事務局より説明をしていただきます。お手元の資料の方ご確認ください。 藤原事務局長。

議会事務
局長

それでは、まず初めにお手元の「斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例」をご覧くださいと思います。

この改正内容につきましては、これまでご審議いただきました内容から変更はございませんけれども、条例改正文と要旨をつけさせていただきますので、これについてご説明させていただきます。

まず3枚目の要旨からご説明させていただきます。平成19年の議会改選より導入した複数常任委員会制を見直し、より一層の議会の活性化を図るため所要の改正を行うものです。ということで、記といたしまして、第2条関係(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)の第4号といたしまして、予算常任委員会の所管に決算に関する事務を追加し、名称を予算決算常任委員会に変更する。第5号では、広報発行常任委員会の定数を1人増加し、6人に変更する。

次に、第3条関係(常任委員の任期)では、常任委員の任期を1年に変更する、という内容でございます。

1枚目にお戻りいただきたいと思います。この条例の施行日でご

ざいますけれども、公布の日から施行することとしております。ただし、経過措置により、この条例の施行の際、現に旧条例の規定により設置された委員会については、なお従前の例による、ということで新しく改選いたしました後の委員会から適用するというものがございます。

続きまして「斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱」をご覧くださいと思います。この要綱につきましても、審議いただきました内容からは変更はございません。

3枚目の要旨をご覧くださいと思います。斑鳩町議会委員会条例（平成3年6月斑鳩町条例第28号）の改正により、広報発行常任委員会の委員定数、委員の任期等が改められることに伴い、所要の改正を行うものです。

1枚目にお戻りください。施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、経過措置により、この条例の施行の際、現に設置されている委員会については、なお従前の例による、ということで新しく改選いたしました後の委員会から適用するというものがございます。

続きまして、第2編斑鳩町議会運営の実務、いわゆる先例と慣例の一部改正についてでございます。この先例と慣例の改正につきましては、先の委員会でご審議をいただきました内容と変更はございませんので説明は省略させていただきます。

ここで、この先例と慣例の改正に関わりまして、私ども事務局の方よりご検討をお願いしたいことがございまして、お手元の資料、「市町村事務要覧」と書かれました資料をご覧くださいと思います。議案書の取り扱いに関しまして、この行政実例がございまして、地方自治法の第149条第2号、これは議会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出することについての規定でございますけれども、この議案の取り扱い方は、次のいずれの方法によることが正しいか、ということの北海道総務庁の問い合わせに対して、答えでございますけれども、地方公共団体の長が通常の公文書と同一

の方法で議長に送付し、議長の定めるところにより印刷、製本その他の措置を講ずるのが通常の方法であると解される、ということでございます。斑鳩町議会の議案の取り扱い方としましては、ご存知のように皆さん15人全議員の議案に、町長の公印を押印したものを配布させていただいておりますが、この行政実例からみますと特にですね、全議員にお配りする議案書に公印を押さなければならないというものでもなく、取り扱い方については議長が決めればよいということになろうかと思えます。事務局といたしましては、全議員さんの議案書に公印を必要とするような合理的な理由と申しますか、そういったものも見当たりませんし、実際、他の議会の議案書の取り扱い方をみましても、印刷物で配布をされているというような状況でございます。2枚目をご覧いただきたいのですが、多くの議会の先例を見ますと、左の新のところがございますように、町長から提出される議案は、その写しをあわせて作成し、というふうになっておりのすので、この際でございますので、このように改めてはどうかというふうにも考えておりますので、是非、ご検討をいただきたいなというふうに思っております。委員長には、どうかご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 それでは、ただ今局長の方から説明がございましたけれども、一つずつ順にお諮りをさせていただきたいと思えます。

 まず、一つ目といたしまして「斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これにつきまして何か質疑、ご意見がございましたら、お受けいたしますがいかがでしょうか。

 (な し)

委員長 それでは「斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、このように改正することとし、当委員会の委員会発議を

もって最終日に上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは「斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、当委員会の委員会発議をもって最終日の本会議に提出をさせていただきます。

続きまして、2つ目といたしましては「斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱」についてでございますが、これについて何か質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、この「斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱」につきましても、このように改正することとして、当委員会の委員会発議をもって最終日に上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、最終日の本会議の方にこれも提出をさせていただきたいと思います。

以上のように、最初の2つにつきましては委員会発議ということで、お手元の追加日程表のとおり、追加日程1としまして、発議第1号、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第2号、斑鳩町議会広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱について、以上2議案を追加日程とさせていただくことといたします。

続きまして、先例と慣例の改正についてでございますが、先ほど局長の方から議案書の取り扱いについても合わせて先例と慣例を改

めてはどうかという提案もありましたが、この先例と慣例の改正につきまして、皆さんの方から何か質疑、ご意見などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回、公印の押してある議案書と押してない議案書がありまして、そこらへんの問題で事務局のほうがこういうことを調査していただいたと思うんですけども、今現在公印押してある分について、なんら差し支えがあるわけなんですか。

議会事務局長 特に公印を押したからということで差し支えがあるということではございません。また、公印を押さなければならないという理由も見当たらないということで、議会としては事務の合理化といいますか、そういったことも考え合わせまして、改めてはどうかというふうに考えているところでございます。

嶋田委員 この回答のそこには、議長の定めるところによりというふうに書いてあって、議長が公印全部押してということであればそれでいい、押してなかったら押してなかったで別にいいわけなんですよ。

議会事務局長 議長の定めるところによりというのは、いわゆる先例と慣例を定めるということになるかと思うんですけども、そちらの方でどういう仕方をするのかということを決めれば、それに従うということだと思います。

嶋田委員 そしたら今までどおりの慣例でね、もう公印押していただいたら、それはそれでいいんじゃないんですかね。私はそう思います。

委員長 今、嶋田委員のご意見がございましたけれども、実は今回の提出されてた議案の中で企業会計、水道の方に公印がなかったということがありました。他、全部公印押してあるのになかったなあという、

発端はそういうことであつたんですけれども、それでちょっと事務局で調べていただきました結果、こういうふうに公印が押してある場合、ない場合、なかっても差し支えもない。他の議会の状況も調べていただきましたが、近隣の議会のほうでもほとんどが公印を押してないというような状況があるということがございましたんですが、それでも今、嶋田委員の方から今までどおりやっぱり公印押してもら方がいいなというご意見だったと思うんですけれども、他に委員さんの方で何かこれについて、これは議長の権限に係わることですが、斑鳩町では、当議会では議長の権限に係わることにしても、やっぱり議会運営委員会で協議した上で、議長の方に采配をしていただくという形で進めてきておりますのでね。これはやっぱり議会運営委員会として皆さんの意見を聞いた上で、次回の定例会に係わってくる問題ですので、是非ともご意見お聞きしときたいと思うんでうけどもいかがでしょうか。いかがでしょうか。どなたでも、何かございますでしょうか。 辻委員。

辻委員

以前はたぶん公印押してコピーしてされていたと思いますが、それから議会のほうから他の町村を見る中で、公印押しているということで、そういうことにされたと思いますけど。私は従来、以前、公印のコピー、公印したやつをコピーして配るという方法でもええのかなというふうな気もしますけどね。かなり公印押すのに事務量がいるようですので、そのへんも事務の合理化という中で、そういうふうにしてもええのかなというふうに考えてます。

委員長

他に、委員さんの方でご意見ございませんでしょうか。
浦野委員。

浦野委員

一番いけないのは、押してるのと押してないのとあるのは一番いけないと思います。押さないっていうのと、今おっしゃった公印を押したやつをコピーするっていうのと、まるまる公印を押してるっ

ていう3種類ありますけども、公印を押していただいたら、公印を押してるっていうことで文章の重みっていうか、意味はあると思うんですけど、事務の簡素化で内容的には変わらないので、まあ簡素化をとって、もうまったく押してないという方法でもいいかなと思います。

委員長 すいません。できたらそれぞれのご意見をお聞かせください。
西谷委員。

西谷委員 印影でええと思います。コピーで。

委員長 今、ご意見3つに分かれたところがございますが、念のため副委員長のご意見もお聞かせいただけたらと。

副委員長 事務の簡素化ということで、コピーでいいんじゃないかなと私は思います。

委員長 今、委員皆様のご意見分かれておりましたが、やはりきちっといったん提出していただくものについては、公印を押してある状態にし、そして議員に配布をする段階ではそれがすべて写しという形で、コピーになっているという形のものであってもいいという考え方ということでよろしいでしょうか。それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 もともとの作成されたものには公印が押してあるけれども、私達がいただくものはそれ写しということで、1つ1ついちいちに公印を押していただくということではなしに、そういう形で進めていただいたらどうかということよろしいですか。

委員長 そしたらそれとともに、先例と慣例の一部改正の新旧対照表、もう1つ役員の選出方法ですね、これ前に決めさせていただいた形で書いてますので、それとこちらですね、ちょっと休憩します。

(午後1時59分 休憩)

(午後1時59分 再開)

委員長 再開いたします。そうしましたら、この先例と慣例につきましても、ここに今お示しをさせていただいております新旧対照表で問題ないというふうに判断をさせていただきたいと思いますが、このような形で改正をさせていただくということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、先例と慣例につきましても、このように改正をするということで確認をさせていただきます。

なお先例と慣例につきましては、議案というものにはならないので、全員協議会の方でご報告をさせていただいて、皆さん全議員さんにご承認いただくという形をとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、継続審査につきましては終わっておきたいと思いますが、議長から諮問を受けました「今後の議会運営のあり方」につきましては、長期間にわたりまして、本当に皆さま方には熱心にご協議をいただきまいりました。今後の検討課題はございますものの、皆様のご協力によりまして一定の結論を導き出すことができましたこと、本当に感謝を申し上げたいと思います。また今後、当委員会、また、次の年度につきましてはまた改正も行われますので、引き続き委員会の方では継続審査案件をもって、また我々が運営してきたように運営していただかなければなら

ないということでは、閉会中の継続審査申出書をお手元にお配りしておりますように作成をさせております。当委員会として、このように引き続き調査を要するものとして、このように決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めさせていただきます。議長におかれましては、継続審査の手続きをよろしくお願いいたします。

続きまして、(4) 先進地視察研修について議題といたします。

前回の委員会で私の方から提案をさせていただき、委員皆さんにご了承いただきました。早速、京都府精華町議会と調整をとらせていただきましたところ、精華町議会には快く視察をお受けしていただくことができました。日程の調整など、事務局のほうから報告をしていただくことにいたします。 藤原事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元の先進地視察計画書と、精華町議会のホームページのコピーでございますけれども、これによりご説明をさせていただきます。まず実施日でございますが、4月7日(火)で調整をさせていただきました。時間は午後2時から約2時間程度を予定いたしておるところでございます。実施日につきましては、前回の委員会で4月中旬頃ということございましたけれども、精華町議会さんとお話しをさせていただきましたところ、精華町の議会議員の任期が今年の5月19日ということで5月10日が投票日ということでございまして、できるだけ早い時期にしてほしいということでございました。精華町議会の3月議会は26日が最終日でございます。いずれの団体でも年度末、年度始めというのは多忙な時期でもございますので、また精華町議会議員の立候補者の説明会が8日に開催されるということでお聞きいたしております。そういったことから7日というふうにさせていただいたものでございます。ご了承

を賜りたいと存じます。

次に、精華町議会の構成でございますけれども、議員定数は22名でございます。常任委員会は4委員会ございまして、総務教育常任委員会が8人、民生環境常任委員会が7人、建設産業常任委員会が7人、予算決算常任委員会が11人となっております。常任委員会の複数所属制度を採用されているところでございます。また特徴といたしましては、予算決算常任委員会を設置をされているというのが特徴であろうかと思っております。精華町の複数所属につきましては、斑鳩町議会と同時期の平成19年度から実施をされておりました、そういったことございまして、視察目的、研修項目いたしましては、一つとして常任委員会の複数所属制度について、二つ目として予算決算常任委員会の運営について、ということに書かせていただきました。行程といたしましては、約1時間少々かかるかというふうに思いますので、午後12時40分に斑鳩町役場をワゴン車で出発いたしまして、午後2時から研修を行い、午後5時過ぎに斑鳩町に帰ってくるという予定をいたしております。

なお精華町議会のご要望といたしまして、質問事項をあらかじめいただきたいということでございますので、委員皆様にはご多忙中まことに恐縮では存じますけれども、本会議最終日の24日までにできれば質問事項をメモにさせていただきまして、事務局へ提出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最終日に、議決が得られましたならば、この質問事項とあわせて、速やかに精華町議会宛に公文書を送付したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

委員長

ただいま局長のほうから説明をしていただきましたように、4月中旬ぐらいにではどうかということでしたが、向こうさんには大変な事情がおありになることがわかりまして、それでも快くお引き受けいただいたということについては、たいへん精華町議会さんにも感謝をしてるところでございますけれども、こういう形での日程を

組ませていただいたわけなんです、委員皆さんのほうで何か質疑や、ご意見などがございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 人口はわかれへんの。

議会事務局長 ちょっと正確な数字はわかりませんが3万数千人だと、ほぼ田原本町と同じ規模の団体でございます。

委員長 他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、それではお手元の先進地視察計画書のとおり実施をしたいと思っておりますけれども、それにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれては、お取り計らいのほうよろしく願いいたします。なお、この先進地視察計画書につきましても、本会議最終日に議決をいただくという形になりますので、お手元の追加日程表に追加をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、以上で協議事項につきましては終らせていただきたいと思います。

委員長 続きまして、2. その他についてを議題といたします。

委員皆さんのほうから何か質疑、ご意見等ありましたらお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、何かございますか。

西谷委員。

西谷委員 庁舎に国旗と町旗と付けたんやけど、町旗の色が違うんやけど、役場の庁舎前にあるのは朱色なんやけど、色はどちらが正しいんですか。

議会事務局長 私どもの方は町旗の、町章の正しい色としては古代朱というふう聞いておりました。そういったことで議場のほうもできるだけ古代朱に近い色にしていただきたいということでさせていただいています。なんていいますか、いわゆる庁舎前に立てております、掲揚しております町旗ございますけれども、あれの発注の際になかなか古代朱というのは出にくいといった事情があって、できるだけそれに近い色ということでの作成をいたしておったというふうに記憶しているところでございます。

西谷委員 私も古代朱やっていうのは聞いてるんやけど、古代朱、庁舎の前のやつは明らかにどっちかていうと朱色やし、そしたら議会、議場のあれが古代朱かっていうと、古代朱いうにはどっちかっていうと朱塗りの椀の内側に塗っているような赤が古代朱やからね。だからおかしいなっていうのがひとつで、それで条例も見たんやけど、条例の中にもきちっとそういうのは提起されていない。あくまでも古代朱っていうのはこれまでずっと言われてて、ところがそれがいつの間にか朱色みたいな形で流れてる部分もおかしな話やし、改めて見たらわかるがホールとかで成人式される時にも、やっぱり朱色の町旗が立ってる。そもそも町の象徴である町旗そのものの色がおかしいっていうのがひとつと、それと明らかに初日の日に見て、まず色がおかしいっていうのと、それとものすごい違和感があってじーっと、どこがおかしいんかなって思って見たら町章が間違っている。町章の鳩っていうのは両側の羽が7枚で、しっぽのやつが5枚やっていうのがこれが町章。たぶんこれ議場見たんやけど6枚やと思う

ねん。なんでこんなんわかれへんのかなって、誰か気づくかなって
今までずーっと待っててんけど、誰もそういう声もなさそうなんで、
これはやっぱり言っとかなかつこ悪いし、傍聴された方も役場の庁
舎の前になってる町旗と、なんで議場の色違うんですかっていうの
を傍聴の方もおっしゃってまして。私もあれおかしいですよという
お話で、確かめますっていう話はしてたんやけども、これやっぱり
おかしいの違うかなと。

議会事務局長 議場の町章の発注にあたりましては、町条例のコピーを業者にお
渡しをいたしまして、作成を依頼したところでございます。ただ私
どもも検収で見落としとしておったということもございますので、最終
的に確認をさせていただきたいと思えます。

委員長 そしたら再度、もう一度確認をしてからどうするかっていうのを
また、これは。休憩します。

(午後 2 時 1 0 分 休憩)

(午後 2 時 2 4 分 再開)

委員長 それでは再開いたします。ただいま西谷委員のほうから町旗に関
しましてのご意見など賜りました。当委員会終了後ですね、議場に
ございます、新たに設置いたしました町旗のパネルについては、羽
の数など間違っておるということですので、ちょっと検証しまして
実際に間違っておればもう一度やり直しをしていただくというふう
にしたいと思えます。色に関しましては徹底されていないというご
意見でございましたが、色っていうのはなかなか大変、言葉で表現
するのも難しいようなこともございます。でも条例化などしたほう
がいいのではないかというご意見もございましたので、そういうご
意見があったということで、理事者側のほうには一応そういうふう
に進言をさせていただくということでご理解いただきたいというふ

うに思います。

委員長 他にその他について何かございますでしょうか。
委員皆さんの方ではよろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、議長の方から何か報告等はございませんか。

(な し)

委員長 事務局のほうから何か報告等しておくことはありませんか。

議会事務 先ほど、辻委員の精華町の人口のご質問ですけれども、2009
局長 年の2月1日現在で人口3万5,976人になっております。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか、他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、他に質疑、ご意見等もないようでございますので、その他についても以上で終わらせていただきます。

以上を持ちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。それでは、これをもって議会運営委員会を閉会とさせていただきます。どうも皆様お世話様でございました。

(午後2時26分 閉会)